

消費者保護基本法について

1. 消費者保護基本法の概要

(1) 背景

昭和 30 年代の高度成長に伴い、消費者問題が社会問題として顕在化し、消費者運動が本格的に展開されるようになった。これに対応するため、消費者保護のための個別の法律が制定され(昭和 35 年薬事法、昭和 36 年割賦販売法、昭和 37 年景品表示法など)、消費者行政機関が設置される(昭和 38 年農林省消費経済課、昭和 39 年通商産業省消費経済課、昭和 40 年経済企画庁国民生活局)などの体制整備が行われた。さらに、より一層総合的な消費者保護施策が推進することが必要であるとの世論の高まり等を背景として、昭和 43 年 5 月に消費者保護基本法が制定された。

(2) 法律の概要

消費者保護基本法は、「消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保すること」を目的としている。

- そのため、行政、事業者、消費者の三者の責務や役割を定めている。すなわち、
- 1) 行政は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する施策を策定・実施すること、
 - 2) 事業者は、供給する商品やサービスについて、危害の防止など必要な措置を講ずるとともに、行政の実施する施策に協力し、また、消費者からの苦情の適切な処理に努めること、
 - 3) 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めること、
- が定められている。

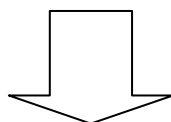
また、この法律は、行政が実施すべき施策として、危害の防止、計量・規格・表示の適正化、啓発活動及び教育の推進などを掲げるとともに、法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定・改正を行わなければならないと定めている。

現在、多数の消費者保護関係の法律が制定されており、国・地方を通じて広範な施策が実施されている。

2. 消費者保護基本法制定経緯等について

(1) 消費者保護基本法制定の背景

昭和 30 年代，高度成長下において消費者の生命・身体の安全をおびやかす事件多発



消費者意識の盛り上がり・消費者運動の本格的展開
国民生活向上対策審議会における消費者保護に関する答申（昭和 38 年）等

主な消費者問題と法令・行政組織の整備

消費者問題

- ・ 森永ドライミルク事件（昭和 30 年）
- ・ ニセ牛肉缶詰事件（昭和 35 年）
- ・ サリドマイド事件（昭和 37 年）
- ・ アンプル風邪薬によるショック死事件（昭和 40 年）
- ・ カネミ油症事件（昭和 43 年）

消費者関連法の制定

- ・ 薬事法（昭和 35 年公布）
- ・ 割賦販売法（昭和 36 年公布）
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年公布）

行政組織の拡充

- ・ 農林水産省に消費経済課設置（昭和 38 年）
- ・ 通商産業省に消費経済課設置（昭和 39 年）
- ・ 経済企画庁に国民生活局消費者行政課設置（昭和 40 年）

消費者物価の上昇

- 昭和 30 ~ 39 年：年率平均 4.3% 増
- 昭和 40 ~ 43 年：年率平均 5.0% 増

(2) 審議会等の状況

ア 国民生活向上対策審議会（昭和 38 年 6 月）

< 消費者保護に関する答申 >

消費者保護の意義、消費者の権利と消費者保護、消費者保護の方法、消費者保護行政の現状と問題点、消費者保護のための基本的方策についてなされた答申である。

答申の概要は次のとおり。

消費者の権利

商品及びサービスが通常の社会人が一般に期待するような品質を持っており、かつ、安全性や衛生の面などで消費者に不当に不利益を与えるものではあってはならないこと。商品及びサービスの価格その他の取引条件が自由かつ公平な競争によってもたらされたものであること。

商品及びサービスの品質・内容及び価格その他の取引条件に関する表示・広告についてそれが虚偽誇大なものでなく、かつ、それにより必要な正しい知識を持ちうるものであること。

消費者保護行政の現状と問題点

統一の見地からの消費者保護行政が十分でない。

現行の消費者保護行政が新しい事態に対処していない

消費者保護意思が明確でない。

行政への消費者意見の反映が十分でない。

消費者保護のための行政的監視機構が整備強化されていない。

消費者が被った被害に対する救済措置が簡便でない。

イ 臨時行政調査会（昭和 39 年 9 月）

臨時行政調査会では、次のような勧告がなされた。

各省の消費者行政を統一の見地から総合調整するため、経済企画庁に消費者局を設ける必要がある。

学識経験者、消費者代表及び各省代表者よりなる消費者行政評議会を経済企画庁に付置し、内閣総理大臣並びに関係大臣の諮問に応ずるとともに、積極的に消費者の意見を反映させることが必要である。

地方公共団体においても必要に応じ、消費者行政専管の担当課を設けて関係部局の総合調整を行い、中央行政機構と歩調を合わせて消費者行政の強力な推進を図りうるよう指導することが必要である。

(3) 消費者保護基本法の国会審議動向

第一次春日案

第 46 国会

39.1.21 春日一幸君（民）外 1 名 衆院に「消費者基本法案」提出。

1.23 衆本会議 商工委に付託

2.21 衆商工委 趣旨説明

第 47～49 国会 審議されず

第 50 国会 審議未了廃案

第二次春日案

第 51 国会

41.2.24 春日一幸君（民）外 1 名 衆院に「消費者基本法案」提出

2.25 衆本会議 物特委に付託

3.16 趣旨説明

第 52～53 国会 審議されず

第 54 国会 審議未了廃案

砂田案（戸叶私案（42.10.30）、公明党案（42.11.6）を経て砂田案に至る。）

第 57 国会

42.12.12 衆物特委にて消費者問題に関する小委員会設置を決定

12.15 衆物特委消費者問題に関する小委員会

第 58 国会

43.4.9 砂田重民君（自）外 24 名（自民、社会、民社、公明 4 党共同議員提案）、衆議院に「消費者保護基本法案」提出

4.12 衆本会議 物特委に付託

（衆院）

4.15 衆物特委にて提案理由説明及び質疑

4.16、4.18、4.23 質疑

4.25 衆物特委にて質疑、討論（討論なし）、採決、全会一致で可決

4.25 衆本会議にて委員長報告、採決、全会一致で可決

（参院）

4.19 参物特委にて予備審査のため本法案が付託された旨報告

4.26 参物特委にて提案理由説明

5.15、5.17 質疑

5.22 参物特委にて質疑、討論（討論なし）、採決、全会一致で可決、附帯決議、全会一致で可決

5.24 参本会議にて委員長報告、採決、全会一致で可決